

西郷漁業協同組合 内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、西郷漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ、わかさぎ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、かなつき、あゆ引かけ、筒うけ又はかに籠による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具・漁法により、ウ欄の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あ ゆ	手釣・竿釣	一人 1本
	あゆ引かけ	
	かなつき	
こい・ふな	手釣・竿釣	一人 3本まで
	かなつき	一人 1本
う な ぎ	手釣・竿釣	一人 3本まで
	かなつき	一人 1本
	筒うけ	一人 20本まで
や ま め	手釣・竿釣	一人 1本
	かなつき	

おいかわ	手釣・竿釣	一人 1 本
もくずがに	かに籠	一人 3 個まで
わかさぎ	手釣・竿釣	一人 1 本

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月10日から12月31日までの期間
やまめ	3月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内
うなぎ	4月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内
もくずがに	7月1日から11月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内
おいかわ・こい・ふな	1月1日から12月31日までの期間
わかさぎ	1月1日から4月30日までの期間

2 前項の公表は、内共第7号漁業権内各漁業協同組合事務所又はその指定する場所にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
支流柳原川の真弓岳水路取水口より300m下流の地点から上流全域	周年
支流小原井川の獵師藪の橋から上流全域	周年

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
うなぎ	25センチメートル
こい	10センチメートル
やまめ	15センチメートル
もくずがに	甲幅の大きさ5センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、一日券1,000円、1年券3,000円（ただし、やまめの場合は一日券2,000円、一年券4,000円）とする。ただし、遊漁者が小学生以下の児童のときは無

料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

- 2 遊漁料の納付は、内共第7号第五種共同漁業権に係る各漁業協同組合事務所又はその指定する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所
 - (2)承認期間
 - (3)魚種
 - (4)漁具・漁法
 - (5)遊漁区域
 - (6)遊漁料の額
 - (7)注意事項
 - (8)その他参考となるべき事項
 - (9)発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子を着用するものとする。

- (1)氏名
- (2)有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。